

# 民間一時滞在施設備蓄品購入費用補助金

災害発生時、買い物客や行楽客などの行き場のない帰宅困難者を受け入れる「一時滞在施設」を対象に、「I 帰宅困難者向けの備蓄品」と「II 帰宅困難者向けのスマートフォン等に充電するために必要な機器」の購入費用を補助します。本事業をご活用いただき、帰宅困難者の受入れ環境の整備にご協力ください。

**【募集期間】令和7年4月21日(月)から令和8年1月23日(金)まで**

## I 帰宅困難者向けの備蓄品

補助金額

購入費用×5/6 (補助率)

購入費用の  
上限額

帰宅困難者受入人数×9,000円

※購入費用の内、帰宅困難者受入人数×9,000円までが補助の対象  
(実際の補助上限額：9,000円×5/6=7,500円)となります。

### 補助対象備蓄品

**STEP 1**：帰宅困難者1人当たり3日分の数量が対象となります。



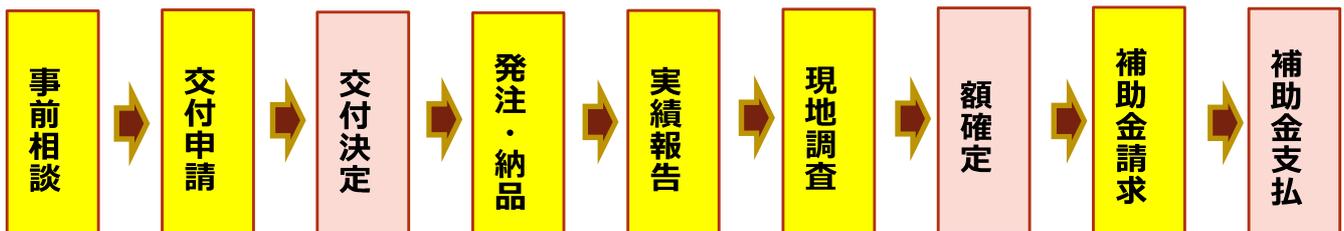
**STEP 1** に加えて **STEP 2** もご検討ください。

**STEP 2**：STEP1の4種を3日分完備した場合、対象となります。



※運搬費用や設置費用等は補助対象外です。

### 申請フロー



- 黄色が申請者ご自身が行う手続きになります。 ○ **必ず**、発注・購入前にご申請ください。
- 遅くとも令和8年2月27日までに実績報告を提出してください。

## II 帰宅困難者向けのスマートフォン等に充電するために必要な機器

補助金額

購入費用×5/6 (補助率)

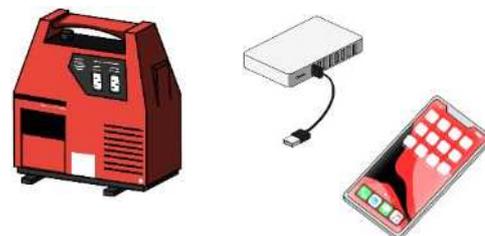
購入費用の  
上限額

帰宅困難者受入人数×2,500円

## 補助対象機器

帰宅困難者が安否確認や情報収集に利用する  
スマートフォン等へ充電するために必要な以下の機器

- ①電源機器（可搬式の発電機、蓄電池等）
- ②充電用機器
- ③その他関連機材



※運搬経費や保守点検費用など、本体の購入経費以外は補助対象となりません



## 対象施設：以下①～③すべての要件を満たす施設

- ① 区市町村と帰宅困難者受入協定を締結していること。
- ② 従業者用備蓄品を完備していること。
  - ・ 従業者用備蓄品の **3日分**の完備<sup>※1</sup>が必要です。
  - ※1 原則、帰宅困難者の基準(本紙表面STEP1)と同等の基準で完備してください。
  - ※2 **従業者用備蓄品の購入費用は本事業の対象外です。**
  - ・ **スマートフォン等充電用機器の補助を受ける場合は、加えて帰宅困難者用備蓄品も3日分の完備が必要**です。
- ③ 一時滞在施設の運営について定めた事業継続計画を策定していること。

## ○防災備蓄食品の賞味期限に留意し、有効活用にご協力ください。

食品ロスの対策については、以下のURLをご覧ください。

[https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/recycle/tokyo\\_torikumi/torikumi/cat.html](https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/recycle/tokyo_torikumi/torikumi/cat.html)

## ○帰宅困難者のための備蓄倉庫に対する税金の減免制度があります。

◇固定資産税・都市計画税、事業所税が対象です。 ◇23区内の施設・事業者が対象です。

<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/shisan/info/kitakukonnansya.html>

※行政書士でない者が、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する申請等の書類の作成を業として行うことは法律で禁止されています。（法律に別段の定めがある場合を除く。）

<お問合せ先> 東京都 総務局 総合防災部 防災管理課 防災事業推進担当

TEL : 03-5388-2485

Mail : S0000040@section.metro.tokyo.jp

[https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/kitaku\\_portal/1000048/1006430/1007875/index.html](https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/kitaku_portal/1000048/1006430/1007875/index.html)

